

舞鶴市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、舞鶴市が発注する工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

第2条 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

第3条 原則、舞鶴市発注の全ての入札工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急対応工事等の工事
- (2) 下水道工事（国土交通省土木工事標準積算基準の積算体系により積算したものを除く）
- (3) その他、発注機関の長が週休2日制工事になじまないと判断した工事

なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。（別紙1参照）

(用語の定義)

第4条 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 月単位の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

- (2) 通期の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

- (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

- (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(6) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(7) 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(8) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（6日間）及び夏季休暇（3日間）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ 工事の全面中止日数

カ その他

(実施、確認方法及び労務費等の補正)

第5条 実施方法、確認方法及び労務費等の補正に関する考え方については、次の実施要領等に準ずるものとする。

- (1) 国土交通省土木工事標準積算基準、機械設備工事積算基準を適用する工事は「週休2日制工事実施要領」または「週休2日交替制工事実施要領」（京都府建設交通部）を準用する。

なお「建設交通部」とあるのは「舞鶴市」と読み替えるものとする。

- (2) 土地改良工事積算基準、森林整備保全事業設計積算要領及び漁港漁場関係工事積算基準を適用する工事は「京都府農林水産部所管府営事業に係る週休2日制工事実施要領」（京都府農林水産部）を準用する。

なお「農林水産部」とあるのは「舞鶴市」と読み替えるものとする。

- (3) 公共建築工事積算基準を適用する工事は「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」（京都府建設交通部営繕課）を準用する。

ただし、【9 その他】は適用しない。

なお「京都府」とあるのは「舞鶴市」と読み替えるものとする。

- (4) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を適用する工事は同必携を準用する。

なお、労務費等の補正に関する事項以外については「週休2日制工事実施要領」または「週休2日交替制工事実施要領」（京都府建設交通部）を準用する。

- 2 積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における実施要領等を準用する。
- 3 実施要領間に相違がある場合は、この舞鶴市週休2日制工事実施要領を優先する。

(工事成績評定)

第6条 月単位の週休2日の現場閉所等を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で評価する。

なお、月単位の週休2日の現場閉所等を行ったと認められない場合においても、工事成績評定で減点を行わない。

(その他)

第7条 受注者は、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。

また、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

この要領に定めのないものは、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和6年10月1日から施行する。ただし、令和6年9月30日までに舞鶴市週休2日制工事試行要領の旧要領に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 2 舞鶴市週休2日制工事試行要領（令和5年11月1日施行）は廃止する。

《特記仕様書の記載例》

【土木工事】

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「舞鶴市週休2日制工事实施要領(令和6年10月1日施行)」に基づき実施すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 4 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休2日に満たない場合は、以下のとおりとする。
 - ア 土木工事(港湾工事を除く) 契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
 - イ 港湾工事 契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
- 5 月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載すること。
- 6 月単位の週休2日を達成したと認められた場合、成績評定において評価する。
- 7 「舞鶴市週休2日制工事实施要領」の詳細は舞鶴市ホームページ指導検査課で確認すること。
- 8 京都府「週休2日制工事施要領」の詳細は京都府ホームページ建設交通部の技術管理関連情報(https://www.pref.kyoto.jp/shido-gi_jyutsu/index.html)で確認すること。

【農林水産工事】

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。
- 2 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
なお、4週8休以上を達成出来なかった場合、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告すること。
- 3 当初予定価格には4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合、現場閉所率に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更するものとする。
- 4 天候や地域住民対応等の不測の事態に伴い、予定していた現場閉所日に施工する必要が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと
- 5 「舞鶴市週休2日制工事実施要領」の詳細は舞鶴市ホームページ指導検査課で確認すること。
- 6 「京都府農林水産部所管府営事業に係る週休2日制工事実施要領」の詳細は京都府ホームページ農林水産部公共事業の技術管理関連情報(<https://www.pref.kyoto.jp/kochi/nourin-gijyutsu.html>)で確認すること。

【営繕工事】

週休2日制工事における労務費の補正

本工事の積算に当たっては、「舞鶴市週休2日制工事实施要領(令和6年10月1日施行)」に基づき、月単位の4週8休以上を前提とし労務費を補正している。月単位の4週8休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更または除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

総合評価競争入札の試行工事であって、週休2日促進工事の取組に係る加算点を申請しない上で落札した場合も、同様の取扱いとする。

[発注者指定方式]

- 1) 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。
- 2) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。
- 3) 「舞鶴市週休2日制工事实施要領(令和6年10月1日施行)」に従い、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更又は除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 4) 月単位又は通期の週休2日を確保したと認められる場合、工事成績評定において評価する。また、通期の週休2日を確保したと認められない場合、工事成績評定において評価しない。
- 5) 「舞鶴市週休2日制工事实施要領」の詳細は舞鶴市ホームページ指導検査課で確認すること。
- 6) 京都府「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」の詳細は京都府ホームページ営繕工事技術関連情報(<https://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>)で確認すること。